

本件は、2026年2月25日公示 調達管理番号 25a00955 の再公示です。

公 示 日：2026年3月18日（水）

調達管理番号：25a00955

国 名：ザンビア国

担 当 部 署：人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

調 達 件 名：ザンビア国感染症対策のためのラボサーベイランス強化プロジェクト（チーフアドバイザー）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1）担当業務：チーフアドバイザー
- （2）格付：3号
- （3）業務の種類：専門家業務
- （4）在勤地：ルサカ市
- （5）全体期間：2026年5月中旬から2028年5月下旬
- （6）業務量の目途：22人月

2. 業務の背景

ザンビアでは、エイズや結核などの感染症が依然として主要な死亡要因であり、周辺国からの新興・再興感染症の脅威に対応する体制強化が急務となっている。

ザンビア国家保健戦略計画（2017-2021）においては、感染症サーベイランスシステムの強化が目標として掲げられており、2020年に国の公衆衛生研究所として設立されたザンビア国家公衆衛生院（Zambia National Public Health Institute。以下、「ZNPHI」という。）が同国の感染症対策の中心を担っている。

JICAはZNPHIの能力強化を目的として、2020年1月から個別専門家「感染症対策アドバイザー」を派遣し、また2021年7月から「ザンビア国家公衆衛生研究所における新型コロナウイルス対策を含む検査能力向上プロジェクト」の実施を通じ、特

にそのラボ部門であるザンビア国家公衆衛生研究所（Zambia National Public Health Reference Laboratory。以下、「ZNPURL」という。）における行政検査機能の強化を推進してきた。しかし、新設組織である同研究所 ZNPURL では、サーベイランス能力や機材操作に関する職員の基礎技術、ラボ機器の維持管理、消耗品管理、検査マニュアル整備など、検査体制に多くの課題を抱えている。また、行政検査ラボと臨床検査ラボ間の情報共有や連携も不十分で、効率的なサーベイランスの実施を妨げている状況にある。

JICA はこれまで、感染症対策アドバイザーの派遣や新型コロナウイルス対策を含む検査能力向上プロジェクトを通じて ZNPURL と ZNPURL の能力強化を支援してきた。しかし、さらなる機能強化に向け、ザンビア政府からは ZNPURL を対象とした追加的な技術協力が要請され、2023 年 4 月より本プロジェクトが開始された。

本プロジェクトは、検査技術およびラボマネジメント能力の向上、国内ステークホルダーとの連携強化を通じて、ラボベースサーベイランス体制の強化を図り、ZNPURL 主導での感染症対策体制確立に寄与するものである。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、他の専門家と協働して活動を計画・実施することを通じ、技術協力プロジェクト全体の成果の発現を目指す。本専門家に記載される成果は以下の通り。

- ・対象施設の現状と協力ニーズに基き、サーベイランス能力強化が実施される。
- ・PDM により期待された成果が達成される。
- ・プロジェクトの取り組みが関係機関に共有される。
- ・プロジェクト実施計画に基づく活動・予算の執行、各種報告書の作成、関係者間の意思疎通、会計・事務、広報など円滑なプロジェクト運営管理及びモニタリングがなされる。

4. 業務の内容

【プロジェクト運営管理】

- ① プロジェクト総括として、カウンターパート（CP）とともにプロジェクト運営計画の立案・実施・モニタリングを行うと共に、プロジェクトの進捗状況を把握し、事業の計画的かつ円滑な進捗のための関係者間の調整を主導する。
- ② JICA が指定する定期モニタリング方法に従い、各種報告書を JICA（本部・事務

所) に遅滞なく提出する。

- ③ 専門家が実施する全活動の進捗を把握し、各専門家の活動に対して計画面から指導・助言を行う。
- ④ プロジェクト完了時まで、CP と共にプロジェクト活動成果を取りまとめた事業完了報告書(指定様式、英文)を完成させ、JICA(本部・事務所)へ提出する。

【連携促進・プロジェクト成果発信】

- ⑤ ZNPHI/ZNPHRL とその関係機関との連携を強化するため、技術指導を行う専門家と連携し、各機関の役割の明確化や定期会議やモニタリング等の実施を支援する。
- ⑥ プロジェクト総括として、CP が保健省内、州保健局、他省庁、他ドナー等のステークホルダーとの調整を効果的に行えるよう助言する。
- ⑦ プロジェクト関連分野に関して、開発パートナーとの協議及び会合出席を通じ、関連情報を収集分析するとともに、これらとの協調に関する業務を支援する。
- ⑧ プロジェクトの結果、成果、教訓がザンビアの保健政策に反映されるよう働きかけを行い、対外的にも成果を発信する。
- ⑨ JICA 並びに我が国が行う他の保健医療関連事業・プログラムに対して、プロジェクトでの経験・情報をもとに助言及び支援を行う。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項：は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	日ザンビア関係者との関係強化 ZNPHI/ZNPHRL とその関係機関と専門家の連携強化に向けた方策。	業務の内容①および⑤
2	技術指導専門家の活動支援と調整 各専門家の進捗把握および連携強化、プロジェクト成果発現に向けた専門家派遣の調整方法。	業務の内容③
3	プロジェクト成果の持続性確保・ 政策反映・対外発信	業務の内容⑧および⑨

<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト成果の持続性確保、ザンビア保健政策への反映に向けた具体的な方策。 ・プロジェクト成果、教訓の対外発信の具体的な方策。 	
--	--

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	保健分野での国際協力事業のマネジメント経験。
語学の種類	英語

※感染症対策に関連する経験を有する場合は評価します。

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
月報	渡航開始後毎月月初 ¹	人間開発部（CC:ザンビア事務所）	－	日本語	電子データ
3か月報告書	渡航開始より3か月ごと ²	国際協力調達部（CC:人間開発部）	－	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6か月ごと	国際協力調達部（CC:人間開発部、ザンビア事務所）	－	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	人間開発部（CC:国際協力調達部、ザンビア事務所）	－	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

¹ 第1回目の月報は、渡航開始後翌月月初とする。

² 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

現地渡航は 2026 年 7 月中旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は以下の通りです。

- ア チーフアドバイザー（本業務従事者）
- イ 業務調整（派遣中）
- ウ 短期専門家（バイオセーフティー・バイオセキュリティ、感染症サーベイランス（コレラ、狂犬病）等）

（2） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部基礎教育グループから配付しますので、hmge1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・ 合同調整委員会（JCC）議事録（2024 年（直近））
 - ・ 2025 年 1 月（直近）モニタリングシート
- ② 本業務に関する以下の資料が ODA 見える化サイトで公開されています。
 - ・ ラボマネジメントに関する活動概要（2023年12月版）
[感染症対策のためのラボサーベイランス強化プロジェクト | ODA 見える化サイト](#)

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年4月1日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年4月10日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年4月15日14時～15時30分
4	評価結果の通知	2026年4月21日まで

8. 応募条件等

- （1） 参加資格のない者等：特に無し
- （2） 家族帯同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNERを通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法 : Microsoft-Teams による (発言時カメラオンでの) 実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者 (個人の場合は業務従事者と同義) が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。) 指定した時間に Teams の会議室へ接続い

ただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,280,000	1,446,000
	個人	983,000	1,149,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール／ 現地校		147,300	151,200

③ 住居費：2,400 ドル／月

④ 航空賃（往復）：2,141,456 円／人

（2）便宜供与内容

ア) 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり

イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通訳備上：なし

オ) 執務スペースの提供：教育訓練省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（3）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（4）臨時会計役の委嘱³

業務に必要な経費については、JICA ザンビア事務所より業務従事者に対し、臨

³ 臨時会計役の職務は、通常は業務調整専門家が担当しています。しかし、業務調整専門家が長期間不在となった場合等は、当職務を委嘱する可能性があります。

時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（5）その他留意事項

派遣前（後）業務を委嘱する可能性があります。

以上

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国名：ザンビア共和国 (ザンビア)

案件名：感染症対策のためのラボサーベイランス強化プロジェクト

Project for Strengthening Laboratory-based Surveillance for Infectious Diseases

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における保健セクター／アフリカ地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ザンビアは、エイズや結核をはじめとした感染症が依然として死亡理由の主要因の一つとなっており、また、隣接するアフリカ各国からの新興・再興感染症の危機への対応能力の強化が喫緊の課題となっている。ザンビア国家保健戦略計画 (2017-2021) においては、感染症サーベイランスシステムの強化が目標として掲げられており、2020年に国の公衆衛生研究所として設立されたザンビア国家公衆衛生院 (Zambia National Public Health Institute。以下、「ZNPHI」という。) が同国の感染症対策の中心を担っている。

JICAはZNPHIの能力強化を目的として、2020年1月から個別専門家「感染症対策アドバイザー」を派遣し、また2021年7月から「ザンビア国家公衆衛生研究所における新型コロナウイルス対策を含む検査能力向上プロジェクト」の実施を通じ、下部組織である同研究所、特にそのラボ部門であるザンビア国家公衆衛生研究所 (Zambia National Public Health Reference Laboratory。以下、「ZNPHRL」という。) における行政検査⁴機能の強化を推進してきた。しかしながら、新規に設立されたばかりの同研究所 ZNPHRL におけるサーベイランス能力には課題が多い。さらに、行政検査を実施する ZNPHRL 職員は機材の使用法を始め基礎的な知識や技術を習得する機会が少なく、十分な検査能力を備えているとは言い難い。また、ラボ機材のメンテナンス、消耗品の管理、検査マニュアルの整備などラボマネジメントの面でも課題を抱えている数々の問題がある。さらに、ザンビア国内での行政検査ラボ・臨床検査ラボ間の情報共有等の連携が十分ではなく、効率的なサーベイランスの実施に支障をきたしている。ZNPHI のリーダーシップに対する期待は高い。

かかる状況の改善につき、ザンビア政府は ZNPHRL を対象とした検査能力強化の技術協力プロジェクトを我が国に要請した。本プロジェクトの実施により、

⁴ 健康危機の発生に対し、迅速に原因を究明及び健康被害の拡大を防止するために保健所等が実施する検査。一方で、臨床検査とは診療目的で実施される検査を指す。

ZNPHRL の行政検査能力の強化及び行政検査・臨床検査ラボ間の連携強化が図られ、ザンビア保健省が目標とする同国内の感染症対策強化に資する事業として位置づけられる。

(2) アフリカ地域に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対ザンビア共和国国別開発協力量針（2018年6月）において、重点分野（中目標）「経済活動を支えるインフラ整備・社会サービスの向上」の中で、「ザンビアの経済成長の基礎となる社会サービス（教育、人材育成、保健及び給水・衛生）の向上を支援する」としている。また、対ザンビア JICA 国別分析ペーパー（2019年3月）においても、保健施設及び医療機材強化を含む、これまでの協力の経験とノウハウを活用し、「感染症等の公衆衛生危機対応能力の向上」を保健セクター協力の主要な柱と位置付けている。さらにまた、本事業は、JICA 世界保健医療イニシアティブの「感染症研究・早期警戒体制強化の取り組み」に合致し、SDGs ゴール3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」に資するものである。

なお、JICA は 長年にわたりザンビア大学獣医学部（University of Zambia School of Veterinary Medicine。以下「UNZA - SVM」という。）や同大学教育病院（University Teaching Hospital。以下「UTH」という。）において感染症対策に関する協力を実施してきており、ザンビアは JICA の南部アフリカの感染症対策の拠点として重要な位置を占める。これまでの獣医学分野での協力に加え、感染症対策の司令塔である ZNPHI を能力強化することは、南部アフリカの感染症対策の拠点としての強化だけでなく、国際的に重要視されている One Health／人獣共通感染症の取り組みにも貢献することが期待される。

(3) 他の援助機関の対応

世界銀行が「Africa Centers for Disease Control and Prevention Regional Investment Financing Project」において、ZNPHI の施設整備を計画している。また、US CDC、UK Health Security Agency が ZNPHI の感染症対策に関して技術協力を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ザンビアにおいて、ZNPHRL を対象に検査技術の能力向上、ラボマネジメント能力の向上、ステークホルダーとのネットワーク強化を行うことにより、ラボベースサーベイランス能力強化を図り、もって ZNPHRL 主導のラボベースサーベイランス運用向上に寄与するもの。

- (2) プロジェクトサイト／対象地域名
ルサカ及びパイロットサーベイランスの対象地域(事業開始後のベースライン調査にて決定予定)
- (3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)
直接受益者：プロジェクト実施機関の及び地方医療施設の職員等
最終受益者：プロジェクト対象地域の住民
- (4) 総事業費(日本側：6億円(予定))
- (5) 事業実施期間
2023年4月～2028年3月を予定(計60カ月)
- (6) 事業実施体制
ザンビア国家公衆衛生研究所(ZNPHRL：Zambia National Public Health Reference Laboratory)
- (7) 投入(インプット)
1) 日本側
① 専門家派遣(合計約200M/M)
・長期専門家：チーフアドバイザー/・サーベイランス、ラボ運営管理、業務調整
・短期専門家：感染症対策、機材メンテナンス等
② 機材供与：プロジェクト運営に必要な機材
2) ザンビア国側
① カウンターパートの配置
② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
- (8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担
1) 我が国の援助活動
すでに実施済みの個別専門家「感染症アドバイザー」により、ZNPHRLのサーベイランス能力強化に取り組み、「ザンビア国家公衆衛生研究所における新型コロナウイルス対策を含む検査能力向上プロジェクト」を通じて、ZNPHRLへのラボ関連機材の供与により検査技術の強化を実現した。本事業は、これらの先行事業の実

績を踏まえ、ZNPRL のサーベイランス能力及びラボ機能強化を図るものと位置づけられる。

また、実施中の「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の疫学に関する研究」においては獣医学分野での連携が期待できることから、本事業の情報交換を行いながら実施する。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

本案件との重複はないものの、ZNPRI への支援については、各ドナーが以下の活動を実施中及び予定している。技術支援等については、事業開始後に具体的な連携について協議予定。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリー分類:C

② カテゴリー分類の根拠: 本プロジェクトによる環境への影響は発生しない

2) 横断的事項:特になし

3) ジェンダー分類: 【対象外】GI (ジェンダー主流化ニーズ・分析案件)
<分類理由> 詳細計画策定調査にてジェンダー主流化ニーズが調査されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。

(10) その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標: ZNPRI 主導のラボベースサーベイランスが運用される

指標及び目標値: ZNPRL で分析および報告された信頼に足る情報をもとに、感染症事象に対して必要な対応が ZNPRI によってとられる

(2) プロジェクト目標: ZNPRL のラボベースサーベイランス能力が強化される

指標及び目標値: ZNPRL において、検査方法が標準作業手順書に従った検査方法で、ZNPRL におけるサーベイランスシステムの中に加えられる感染症の数が2つ増加する

(3) 成果

成果1: ZNPRL の病原体検出及び分析能力が向上する

指標及び目標値 1：ZNPRL で受け入れる検体数が、年間 XX に増加する

指標及び目標値 2：XX%の ZNPRL 職員がプロジェクト期間終了までに高優先度感染症の検査の訓練を完了する

(具体的な目標値は事業開始後に設定する)

成果 2：ZNPRL のラボマネジメント能力が強化される

指標及び目標値 1：すべての機材が機材維持管理計画の中で、すべての機材がリスト化され定期的に確認される

指標及び目標値 2：検査に必要な消耗品・試薬の管理が電子化される

指標及び目標値 3：Stepwise Laboratory Improvement Process Towards Accreditation (SLIPTA) ⁵において XX scores を達成する

(具体的な目標値は事業開始後に設定する)

成果 3：ZNPRL のステークホルダーとのネットワークが強化される

指標及び目標値 1：ZNPRL とパイロットサイトのステークホルダーの間の定期的なコミュニケーションにより特定された改善案について XX 件以上実施される

指標及び目標値 2：ZNPRL の活動報告が 3 か月ごとに上位機関に報告される

(具体的な目標値は事業開始後に設定する)

(4) 主な活動

1-1. 高優先度感染症（コレラ・狂犬病）のサーベイランスのためのベースライン調査を実施する

1-2. パイロットサーベイランスのためのパイロットサイトを決定する

1-3. 高優先度感染症の検体採取と運搬のための標準作業手順書を策定・改定する

1-4. 高優先度感染症の検査及び分析のための標準作業手順書を策定・改定する

1-5. 地方保健機関職員を対象とし、標準作業手順書に基づき検体採取及び保管に関する研修を実施する

1-6. ZNPRL 職員を対象とし標準作業手順書に基づき検査及び分析に係る研修を実施する

1-7. 標準作業手順書運用と改定に係る定期的な見直しを実施する

⁵ ラボの管理状況を測定及び評価するための指針。チェックリストを用いて、機材、マネジメントレビュー、文書保管・記録等の項目についてチェックリストを用いて評価し対象ラボの点数付けを実施し、点数に応じて認証及び星が与えられる。

- 1-8. 標準作業手順書運用に関し地方保健機関へのフォローアップを実施する
- 2-1. Safety/Quality マニュアルを基に現在のラボマネジメントの状況を把握する
- 2-2. Laboratory Client Handbook⁶に基づき ZNPHRL 職員の検査能力を把握する
- 2-3. ベースラインとして SLIPTA を受ける
- 2-4. ZNPHRL 職員およびパイロットサーベイランス対象地域の職員を対象にバイオセーフティー・バイオセキュリティに関する研修を実施する
- 2-5. ZNPHRL 職員の検査能力について必要に応じてフィードバックや再研修を実施する
- 2-6. ZNPHRL の消耗品/試薬の在庫管理に関する問題点を把握する
- 2-7. 消耗品/試薬/機器の在庫管理に関する 5S 研修を実施する
- 2-8. 消耗品/試薬（価格、購入履歴、在庫）に関する在庫管理システムを構築する
- 2-9. 試薬の品質管理及び廃棄削減に関するトレーニングを実施する
- 2-10. ラボ機材と施設マネジメントの問題点を分析し把握する
- 2-11. ラボ機材及び施設の管理システムを作成する
- 2-12. ラボ機材及び施設のメンテナンス、修理及び更新に関する計画を策定する
- 2-13. 内部監査を実施、マネジメントレビューミーティングを開催し是正措置をとる
- 2-14. バイオセーフティー・バイオセキュリティや質管理含むラボ運営に関する定期教育訓練を実施する
- 2-15. ラボ運営に関する年次報告書と次年度の活動計画を作成する
- 2-16. プロジェクト終了時に最終評価として SLIPTA を受ける
- 3-1. 特に狂犬病サーベイランスに関して、アニマルヘルス専門家とのワーキンググループを組織する
- 3-2. 対象感染症のラボベースサーベイランスの質を改善するために、関連する現地ステークホルダー（パイロットサイトの病院、District Health Office、Provincial Health Office など）と定期的にコミュニケーションを取る
- 3-3. ZNPHRL により実施されたラボベースサーベイランスの活動報告を作成する
- 3-4. フィードバックのために現地ステークホルダーへ活動報告を共有する

⁶ 検体採取要件、実施検査内容、検体輸送要件、検査結果納期など、その検査所で提供するサービスの詳細を記した手引書

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件
特になし

(2) 外部条件

- ・ COVID-19 感染が終息に向かい、人の動きが規制されない。
- ・ 国家レベルの保健政策や戦略の変更がプロジェクト活動に影響しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ザンビア「HIV/エイズ検査ネットワーク強化プロジェクト」(2007年6月～2010年5月)においては、頻繁な対象検査室の巡回指導の重要性と検査精度管理のような高度な専門性を要する場合の現地コンサルタントの活用の有用性が提言されている。本事業においても、定期的な専門家のモニタリングの実施を活動計画に組み込むこととし、必要に応じて現地コンサルタントの活用を検討する。

7. 評価結果

本事業は、ザンビア国の開発政策、開発ニーズ及び日本の援助政策と十分に合致しており、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始3カ月以内	ベースライン調査
事業終了3年後	事後評価

以上